

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年12月27日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

**新潟県人事委員会規則第6-1790号**

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（規則第6-140号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員			2 項 職 員	3 項 職 員
	1 種	2 種	3 種		
1 年 未 満	円 413,800	円 368,000	円 308,000	円 50,600	円 35,000
1 年 以 上 2 年 未 満	413,800	368,000	308,000	50,600	35,000
2 年 以 上 3 年 未 満	413,800	368,000	308,000	50,600	35,000
3 年 以 上 4 年 未 満	413,800	368,000	308,000	50,600	35,000
4 年 以 上 5 年 未 満	413,800	368,000	308,000	50,600	35,000
5 年 以 上 6 年 未 満	413,800	368,000	308,000	50,600	31,000
6 年 以 上 7 年 未 満	413,800	368,000	308,000	48,800	27,000
7 年 以 上 8 年 未 満	413,800	368,000	308,000	47,000	23,000
8 年 以 上 9 年 未 満	413,800	368,000	308,000	45,200	19,000
9 年 以 上 10 年 未 満	413,800	368,000	308,000	43,400	15,000
10 年 以 上 11 年 未 満	413,800	368,000	308,000	41,600	12,500
11 年 以 上 12 年 未 満	413,800	368,000	308,000	39,800	10,000
12 年 以 上 13 年 未 満	413,800	368,000	308,000	38,000	7,500
13 年 以 上 14 年 未 満	413,800	368,000	308,000	36,200	5,000
14 年 以 上 15 年 未 満	413,800	368,000	308,000	34,800	2,500
15 年 以 上 16 年 未 満	413,800	368,000	308,000	33,400	
16 年 以 上 17 年 未 満	409,400	364,000	304,700	32,000	
17 年 以 上 18 年 未 満	405,000	360,000	301,400	30,600	
18 年 以 上 19 年 未 満	400,600	356,000	298,100	29,200	
19 年 以 上 20 年 未 満	396,200	352,000	294,800	27,800	
20 年 以 上 21 年 未 満	391,800	348,000	291,500	26,400	
21 年 以 上 22 年 未 満	372,400	331,100	277,700	25,800	
22 年 以 上 23 年 未 満	352,600	313,900	263,700	25,200	
23 年 以 上 24 年 未 満	333,300	297,200	250,200	24,200	
24 年 以 上 25 年 未 満	313,900	280,300	236,300	23,600	
25 年 以 上 26 年 未 満	294,400	263,400	222,600	23,000	
26 年 以 上 27 年 未 満	271,700	242,600	205,000	22,400	
27 年 以 上 28 年 未 満	249,500	222,200	187,900	21,800	
28 年 以 上 29 年 未 満	227,100	201,800	170,600	21,000	
29 年 以 上 30 年 未 満	204,300	181,000	153,000	20,700	
30 年 以 上 31 年 未 満	179,500	159,100	135,000	20,300	
31 年 以 上 32 年 未 満	154,600	137,200	116,700	19,700	
32 年 以 上 33 年 未 満	130,000	115,500	98,800	18,800	
33 年 以 上 34 年 未 満	91,900	83,600	72,800	17,900	
34 年 以 上 35 年 未 満	56,600	53,800	48,500	17,200	

## 備考

- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。
- この表において「1項職員」とは、第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは、同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは、同条第3項の職を占める職員をいう。
- この表において「1種」とは、第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは、同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは、同項第3号の職を占める職員をいう。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、平成28年4月1日から適用する。